

全員協議会次第

平成30年9月10日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:31)
齊藤事務局長

2. 挨拶
抜井議長

3. 協議事項
(1) 意見書の調整について

4. 報告事項
(1) 議会広報広聴常任委員会
(2) 政策検討会議

5. その他

6. 閉 会 (10:41)
井田副議長

平成30年9月10日(月)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 鈴木淳
議員 小松伸介
議員 安澤豊
議員 吉村美津子
議員 菊地浩二
議員 山口正史
議長 抜井尚男

議員 増田磨美
議員 細田三恵
議員 岩城桂子
議員 本名洋
議員 細谷三男
議員 内藤美佐子
副議長 井田和宏

欠席議員

なし

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 齊藤隆男

事務局記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

（午前 9時31分）

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日は9月の全員協議会ということで、議員各位におかれましては早朝よりお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。8月29日に開会をさせていただきました9月定例会も、一般質問は13名の方終了いたしまして、あすからは決算委員会となります。どうか引き続き皆様のご協力をお願いするところでございます。

また、9月6日午前3時に起きました北海道厚真町を中心とする地震でございますが、亡くなられた方も多くいらっしゃるということでご冥福をお祈りするとともに、まだ行方不明の方もいらっしゃるようであります。一日も早く見つかっていただくこと、そして一日も早い復興を願うところでございます。

この後、きょうは意見書の調整、また委員会からの報告等がございますが、どうかスムーズな進行を心がけてまいりますので、皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○事務局長（齊藤隆男君） 続きまして、次第の3、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

◎意見書の調整について

○議長（抜井尚男君） それでは、先ほども申し上げたとおり、協議事項はきょうは意見書の調整についてでございます。

8本、意見書が提出をされております。提出の順番で進めていきたいというふうに思っておりますが、本名議員の分は、最初に出たところで3つ続けてやっていただけるとお思いますので、順番をちょっと確認させていただきます。1番が内藤議員、2番が吉村議員、3番、4番、5番が、3番が原子力発電所の関係で本名議員、オスプレイの関係で4番が本名議員、地位協定の関係で5番目が本名議員、続きまして6番が細田議員、7番が岩城議員で、8番が小松議員、この順番で進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、まず最初に、キャッシュレス社会の実現を求める意見書ということで、内藤議員、お願いいたします。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。意見書の調整をお願いしたいということで、調整のお願いを出しております。キャッシュレス社会の実現を求める意見書について、簡単に説明をさせていただきます。

キャッシュレス決済というのは、買い物の代金をクレジットカードや電子マネーなどで支払うキャッシュレス決済の普及のことです。中身はちょっと書いてあるのですが、日本は現金払いが今でも主

流であって、キャッシュレスという、皆さんもクレジットカードやらデビットカードやら使われるときもあると思うのですけれども、これ2割ぐらいにとどまっているということです。しかしながら、この国際社会の交流というのですか、その中で、欧米や、特に中国などはにせ札が多いからかもしれないのですけれども、4割、6割にこのキャッシュレスが達しているということと、やはり現在訪日外国人が結構ふえておりまして、やはり2020年の東京五輪・パラリンピックを控えて、外国人の消費促進のためにもこの現金主義からの脱却も急務になっているということで、このキャッシュレス社会の実現を求める意見書を出させていただきました。

いろいろ調整をしていただいていたというふうにも思うのですけれども、1番から4番まで記ということで書かせていただいております。キャッシュレス社会が進む中で、いろんな問題点も結構あります。そこをやはり解決するための何か手は打たなければいけないということで、記の中に1番に支払手数料の問題であるとか、あとは2番目に地域商店街の問題であるとか、あとはQRコードが今大きな銀行がやっているキャッシュレス支払いについては、これが地方銀行やら地方まで、まだ統一規格やら標準化ができていないというところもあります。そういうところをしっかりと整えていかないと、ただ、ただキャッシュレス、キャッシュレスと言っても、なかなか広がっていかないのではないかとということで書かせていただいております。

余り詳しく説明してもあれなので、皆様方にご意見をいただいて、修正するところは修正いたしますし。ただ、全くキャッシュレス社会なんか必要ないということではないと思いますので、どこかこういうところが足りないのではないかとこのところがありましたら、ぜひ意見を言っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 1番目の内藤議員提出のキャッシュレス社会の実現を求める意見書（案）について説明をいただきました。

皆さんから調整等の意見、質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） おはようございます。鈴木です。

キャッシュレスということで、私も携帯等の電子マネーはよく使っているのですが、これには私も利便性は感じてますし、あらかた賛成なのですけれども、今回ニュースでも北海道のほうで停電によって、こういった電子マネー、キャッシュレスシステムが使えずに、やはり現金になってしまうというところもあると思うのです。関東にしても、今後30年に大きな地震が来る確率高いとか、全国的にもあるので、こういったときの補助電源、なかなか小売店とかが用意するのは難しいと思うので、そういったものの対策もしっかりと考えていただくことも記していただければ、より賛成しやすくなると思うのですけれども、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

北海道で大きな地震があって、それで若い人たちが本当にキャッシュレスで観光等に行っておられた方たちが、本当に電気が使えないということで、全く現金がなく、何も買えないような状況の中で、先ほどちょっと細田議員からお話を伺ったのですけれども、セイコーマートさんが補助電源を持っていたということで、

セイコーマートさんではキャッシュレスで買い物ができるということなのです。すごく大事な視点だと思います。特に災害の多い日本ですので、もしあれでしたら例えば5番目に災害時対策も講じることという一文を入れてもいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。

うちも小さい会社なのですが、キャッシュレスのほうは使用しているのですが、端末のコストだとかネットワーク接続料というのは余りお金かからなかったりするのです。なのですけれども、現金化する日にちがすごくかかってしまって、その辺が短くなればすごく便利なものだと思いますので、この支払手数料もそうなのですけれども、会社経営としては現金化する時間のほうの見直しもちょっと図っていただければなというのはいすごく思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

やっぱり使っていらっしゃる方の意見はすごく重要だなというふうにも思います。支払手数料、確かに大変なのですけれども、小さいお店だと、その手数料が嫌で今のところまだキャッシュレスには対応していないというところもあるのはあるのですけれども、その現金化するときには時間がかかるでいいですか。もう少しスピーディーに現金化できるように対策を講じることみたいなことを1番の中に入れて込んで大丈夫ですか。それはもう全然、本当に生の声なので、入れさせていただいたほうがいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

キャッシュレス社会の実現というのは、これは国がどうのこうのではなくて、基本的には消費者側、使う側が利便性を感じるかどうかで決まることだと思っております。だから、ちょっとここの最初のほうのあれで、治安のよさやにせ札の少なさでキャッシュレス化が進んでいない。皆さん、キャッシュレスを使っている人間は20%ぐらいですか、今。ということなので、それが原因だというふうに余り私は思っていないで、逆に現金を持っていて別に不便はないので。だから、使う側の問題を云々というのは、それは便利だと感じれば自動的に広がってくることだと思っております。

ただ、使えるところがやっぱり限定されるというところはちょっと問題が一つあるのと、カード会社、デビットカードいろいろありますが、その要するに統一化されていないというか、ということは事実だと思っておりますので、ただそういう整備をしていく上でどこが負担する、手数料ですね、これをなくす、あり方を見直すということは、消費者に負担させるという話にも受け取れてしまうので、ちょっとそうなるとうますます使わなくなる。2つ分けて考えるべきだと思っております。

キャッシュレスでどこでも買い物ができる環境を日本で整えると。それを使うかどうかということは、インセンティブ云々書いてありますが、それはそういう形で、今度これは消費者側です。ただし、キャッシュレスにしたときに何らかの手数料が全部消費者負担されるのであれば、これはお店にとっては手数料がなくなるのでいいのかもしれませんが、今度消費者が負担するということは、それはちょっとおかしな話だなと思うので、そこをちょっと分けて書いてほしいなど。

ただ、QRコードのキャッシュレス支払いの標準化とか、それは絶対必要だと思いますし、それからもう一つ、キャッシュレス、デビットカードは即時引き落としされるからいいのですが、カードを使った場合、これレシート持って自分で計算するというのはわかるのですが、現金だったら自分の財布を見れば幾ら残っているかわかるけれども、クレジットカードですとちょっと日にちがずれるのです。大分ずれるのです。下手すると1カ月近く、支払日によりますが。そうすると、自分で幾ら使っていたのかとずっとやっていかなければいけないので、すごく不便なところなので、そういうものを消費者の立場に立った利便性をどういうふうにしていくか。それはQRでもって標準化するというのはそうだと思うのですが。

それから、お店にとってどうあるべきかといったら、さっき安澤議員も言っていましたけれども、端末は今ほとんどただでつけてくれるのです。ただし、ネット環境がないとだめだ。そうすると、小売店なんかで店先までネット環境というのをどうするのかというところが問題だと思うので、店側の対応に関してどうやっていくのかというのと、消費者というのと、ちょっと分けてもらわないと、このままずっと読んでしまうと、何が起るのかなということ疑問があったので、そういうふうに感じました。

○議長（抜井尚男君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

調整ですので、ここら辺をちょっと言い回しを変えていただきたいとか、こことここを分けて書いていただきたいというようなことで言っていたかないと、何か山口議員の言っていることが高尚過ぎて、私がちよっとどうまとめようかなと今思っているところなので、また後でここは一緒に考えていただければと思います。

それと、今いろいろお話がありました。私は、これ自分で出していると思うのですがけれども、プリペイドだとかデビットカードとかQRコードだとかポストペイだとかいろいろありますけれども、私はだんだんとこの後仮想通貨に行くのかなというふうにも思っています。というのは、やっぱり手数料のなさというのが仮想通貨の魅力なところなので。ただ、キャッシュレス社会というのはきっと、私これ読みながら、ここではまだそこまでは書いては私もないのですけれども、仮想通貨のことはいいのかなとか思いながら、自分でもちよっと考えたりもしていたのですがけれども、でもまず一步を踏み出すには、どんなお店でもキャッシュレスでお買い物ができるような、そういう環境を整えるというところが、一番今は大事なところなのかなというふうに感じています。そういうところを中に入れ込ませていただいているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） なければ、次に行きます。

1 番目の内藤議員の分は閉じさせていただきます。

続きまして、2 番目が吉村議員の水道事業の民営化・広域化を進める水道法改正は行わないことを求める意見書（案）でございます。

吉村議員、お願いします。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

国会で審議がされました。それで、継続審査となっていると思います。このコンセッション方式というのを導入していくということで、水道施設は自治体が今もそうですけれども、所有していますけれども、経営権を民間に渡していくというもので、そういったものであります。現行の水道法の責務には、この真ん中の辺に書いてありますけれども、第2条の2では、地方公共団体は当該地域の自然的、社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策に応じて施策を策定するというふうに定めています。私は、改めてこの水道法、すばらしいなというふうに感じました。地域でそういった自然的な、社会的なそういったものを考えながらやっていく。やっぱりそれは地下水にもあると思うのです。地下水は、皆さんもご存じのように、おいしくてミネラルが豊富ということで言われていますので、こういった原点がすごく大切だなと思いました。

一番最後のほうに、水道法は60年前の施行時から、全ての国民に安全で安定した水の供給を行うという、こういった生存権の保障をずっと今まで維持してきたのです。こういったすばらしいものを継続していくことが、やっぱり人間の命を守る上でも大切だなというふうに思っております。

ちょっと2点ほど訂正なのですが、今読んだところの水道法は60年前の施工の「工」を「行」にしていただくのと、それから国土交通省の「省」を「大臣」と訂正させていただきます。

これは、外国でも既に民営化をしたことがあるのです。外国のこれはネットですけれども、イングランドでは民営化後に水質検査の合格率が大きく低下し、米国アトランタ市では水道から泥水が噴出して、これはまだいいほうで、シドニーでは寄生虫が発見された。フィリピンでは、2003年に水道水が大腸菌に汚染され、コレラが大流行して、多くの死者が出る惨事になったとか、外国はこうやって民営化しても、もう一回もとの行政がやるところに直そうという、それが今の世界の流れなのです。ですから、本当に今日本はそういった面で継続的に安心した供給ができていますので、これはぜひ続けてほしい。こういった民営化のもうけ対象にしていくということは、本当に生命にかかわってくると思うので、今言ったように、水が供給できない世帯も出てきてしまうのです。

ローマ法王のメッセージが最近報道されて、ローマカトリック教会のフランシスコ法王は、このほどあらゆる水の民営化は人権を犠牲にするもので容認できないというメッセージを発表したということで、水は人間の生存にとって不可欠であり、基本的で普遍的な人権の行使の条件であるがゆえに、安全な飲料水の入手は基本的で普遍的な人権だということで、やっぱりこういった水資源の地下水の保全が緊急に必要だと訴え、水の民営化は容認できないというような発表をされております。本当に私はそのとおりだなと思いますので、ぜひ皆さんのご賛同をよろしくお願ひしたいと思って、提出させていただきました。

○議長（抜井尚男君） ごめんなさい。訂正のところをもう一回説明していただいでよろしいですか、わかるように。

○議員（吉村美津子君） 文章の下から4行目の施行の「行」が工業の「工」になっているので、「行」にしていただいで、それから提出先が厚生労働大臣の次、「国土交通省」となっているの、「国土交通大臣」。

○議長（抜井尚男君） その2点ですね。

吉村議員から提出のありました水道事業関係の意見書、皆さんから何かございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） 特にないようですので、次に行きます。

続きまして、3番目、本名議員の1つ目、東海第二原子力発電所の運転延長を認めないことを求める意見書（案）についてでございます。

本名議員、お願いします。

○議員（本名 洋君） 本名です。おはようございます。済みません。今回3件多いのですけれども、よろしくお願いいたします。

まず、東海第二原子力発電所の運転延長を認めないことを求める意見書ということで、これは同様の内容の意見書を3月にも出ささせていただきました。ただし、その後原子力規制委員会が7月4日、事実上の適合を出したということ踏まえまして、また出させていただきました。一応原子力規制委員会の審査は内定というか、一応通った形ではあるのですけれども、意見書の内容にも書きましたけれども、再稼働するための安全対策ですけれども、例えば実際に地震の実験を建物を揺らしてやってみたら、パネルの扉があいてしまったとか、それから規制基準においてはケーブルを難燃性、燃えにくいケーブルにしなければいけないという部分があるのを、防災、難燃性のシートをまくだけでオーケーにしまったとか、いろいろ問題点が出ております。

そもそも東海第二原子力発電所、埼玉県から一番近いところの原発でありまして、福島第一原発、大きな事故がありましたけれども、その約半分の距離、非常に近いところで、また過酷事故が起きたら、本当に首都圏も取り返しのつかないような、そのような被害に見舞われてしまうと思います。

今回提出したもう一つの大きな理由は、この東海第二原子力発電所が原子力規制委員会オーケー出したということで、各地で反対の声が上がり、議会においても意見書を出そう、あるいは住民が議会に請願を出したりということが行われております。この埼玉県でも原発再稼働に反対する埼玉連絡会が呼びかけまして、まだ正確な数字は把握していないのですけれども、埼玉県内63の自治体議会の中で二十幾つかの議会に既に請願が出されたり、あるいは意見書が出された、出す準備が行われているという状況があります。三芳町議会においてもぜひ意見書を採択していただいて、より多くの自治体から声が上がれば、さらに大きな力に、原発をとめる力になると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、本名議員の東海第二原子力発電所の運転延長を認めないことを求める意見書について、皆さんからご意見を、ご質問を賜りたいと思います。いかがでしょうか。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、次へ移ります。

続きまして……今の件ですか。はい、どうぞ。

○議員（本名 洋君） 済みません。ちょっと申し忘れましたが、提出先の中に原子力規制委員会、これを加えたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 提出先に原子力規制委員会が加わるそうです。

それを含めて何かございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、次へ移ります。

続きまして、4番目でございます。本名議員の2本目、オスプレイの横田基地配備の撤回を求める意見書案についてでございます。よろしく申し上げます。

○議員（本名 洋君） 本名です。

アメリカ空軍のオスプレイ、これの横田基地への正式配備が10月1日にされるということで、防衛省より発表が8月22日にありました。まだ正式配備ではないのですけれども、既に横田基地には形の上では一時飛来ということなのですが、もう事実上横田基地に来て、連日訓練飛行を繰り返しております。私も三芳町上空を通過するオスプレイを何度か見ましたけれども、このオスプレイ、非常に危険な事故をたびたび起こしている軍用機ということで、沖縄でも墜落したり、あるいはよく不時着、緊急着陸というようなことも起きています。これが沖縄のことだけではなく、本土での正式配備ということで、沖縄のことが人ごとではない。この埼玉県でも墜落であるとか、あるいは部品が落ちてくるとか、そういうような事態になりかねない状況にあると思います。ということで、オスプレイの横田基地配備の撤回を求めるということで、意見書を提出させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（抜井尚男君） オスプレイの横田基地配備の撤回を求める意見書でございます。

皆さんから何かご質問、ご意見ございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

1つ伺いたいのは、このオスプレイなのですけれども、これは欠陥機という前提でこういう話なのでしょうか、それとも安全性が確認されたら、こういうことはないということなのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 欠陥機という言い方をしましたけれども、米軍でも事故が起きる確率というものを計算しております、事故率というものを。そこら辺は欠陥機というような、確かに決めつけるような言い方だと思いますので、そこら辺はもし異議があるようでしたら、もうちょっと言い方を変えることも検討したいと思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

このオスプレイの横田基地配備についても、次の日米協定の件についても、これは日本の国の外交やら防衛の事案なので、この三芳町の議会から意見書を出すというのに当たるのかどうか、権限外ではないかなというふうにもちょっと感じるのですけれども。どこか調整するとかではなく、調整と言われればこんな意見書を出したら恥ずかしいとちょっと思った次第なのですけれども。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これはまさに確かに日本とアメリカとの外交上の大きな問題だと思いますけれども、実際この日本に住む私たちとして、生活が、あるいは人権が脅かされるような事態に対して声を上げないというのはおかしいことだと思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。よろしいですか。

〔「ちょっと……」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） 吉村議員、挙手をお願いします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） 次に行きます。

5番目、同じく本名議員の日米地位協定の抜本的改正を求める意見書（案）についてでございます。お願いいたします。

○議員（本名 洋君） 本名です。

日米地位協定の抜本的改正を求める意見書ということで、まさにオスプレイが、横田基地なんて首都です。世界を見ても、敗戦国であるドイツやイタリアでも首都に米軍基地があるようなところはありません。このようなオスプレイが自由に飛び回るような、そういうような状況があるのは、まさにこの日米地位協定があるからにはほかならないと思います。これは、沖縄の現状、すごく今テレビでも報道されたりして問題になっておりますけれども、当然本土にも米軍基地ありますし、ここの近くでも所沢とかふじみ野市とか新座とかありますけれども、米軍の軍人軍属が、もちろん確かに日本人だって犯罪を犯す人はいると思いますけれども、米軍があることによって起きるいろいろな犯罪とか環境の問題とかあると思います。

ただ、これが問題なのは、これまで1960年の締結以来、一度も改定されていないということで、非常に日本側の権限が狭められたというか、ほとんど権限がないような、そのような不平等な協定になっておりますので、これを抜本的に変えることを求める意見書ということで、よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 日米地位協定の抜本的改正を求める意見書（案）について、皆さんから何かございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、次に行きます。

続きまして、6番、細田議員の本格的な憲法改正議論を国会に求める意見書（案）について、細田議員、お願いいたします。

○議員（細田三恵君） おはようございます。細田です。本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書（案）ということで、済みません。これ前回6月に全協で皆さんにお計らいというか、相談させていただいたものなのですが、ちょっと書類上の提出がおくれたもので、今回また9月定例会のほうに出させていただいております。

内容は、また6月の提出させていただいたところと同じ内容になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） それでは、本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書について、皆さんからご質問、ご意見ございましたらお願いします。いかがですか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 細田議員におかれましては、この意見書は前回の6月議会で提出されて、それで文言を少し整理していただいているということをお願いをしたのかなというふうに思うのですが、そこが直っているというか、修正がされているのを提出をまたしていただいたということによろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

訂正させていただきました。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

こちら、文中の真ん中辺のところでは自衛隊の件が書いてありまして、私が自衛隊に対してどうこうというのはここで述べることではないですけども、自衛隊の存在を憲法に明記するという考えは理解できる。よって、議論していくことが大切ということですので、この意見書というのは自衛隊の憲法への明文化というのを前提とした上で議論をするという意見書ということなのではないでしょうか。それとも、そういったことも含めて、もっと国家的といいますか、議論をもっと深めていかなければいけないのかということ。これ文を見ると、明文化することを前提としての議論をしていくことを求める意見書ということなので、そちらのお考えのほうだけお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。ありがとうございます。

こちらに自衛隊の存在を憲法に明記するという考えは理解できる。よって、国民の理解を得ながら議論をしていくことが大切であるということが書いてあります。もちろんこちらを踏まえながら、大枠全体で議論を進めていくということが意見書の内容に持っていきたいところでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今のところなのですが、そうすると自衛隊を明記するということを前提にということは、それ以外のところに関しては議論はする必要はなくて、自衛隊の部分だけを憲法で明記しろという意見書というふうに考えていいのですか。

○議長（抜井尚男君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。ありがとうございます。

いえ、そうではなくて、広く各党というか、国民というか、国会で議論をしていただきたいという、あくまでも初歩的な持ちかけでございます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

初歩的なのというのが余りよくわからないのですが、これだけ見ると自衛隊のことを検討するよという、議論しろというふうに読めてしまうのです。あえてここで自衛隊を出しているということは、自衛隊の存在を私がどうかというのは別な話として、一般的な話で、自衛隊の存在を憲法に明記するという考え方もあるというのだったらわかりますが、それを前提にして議論しろとなると、自衛隊の存在そのものを憲法に明記

しろということで議論を進めるということになると、ちょっと偏り過ぎているのかなという気がするのですが。

○議長（抜井尚男君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 済みません。ありがとうございます。

こちらは一応自衛隊についても考えは書かせていただきましたが、前文の最初のほうに書いてありますように、3行目になるのですけれども、国内において各地で勃発する大規模災害や緊急事態の対処、もろもろ書いてあって、国内外においても近隣による外国とのかかわりの情勢がまた変わってきましたので、そちらを踏まえながらも、また議論を始めていただきたいという意見書になっていますので、必ずしもこの自衛隊を主張して議論をするべきということではない意見書であります。

○議長（抜井尚男君） ほかに。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、次に行きます。

7番目でございます。7番目は、岩城議員の児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書でございます。

それでは、岩城議員、お願いいたします。

○議員（岩城桂子君） おはようございます。岩城でございます。

今回意見書提出でございます、この児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書案ということで、今般東京の目黒区で本当に両親から虐待を受け、女兒が死亡するという痛ましい事故がありました。年々この児童虐待件数が5年前と比べると倍と、12万件を超えているという現状でもございます。その中でも国としても28年、29年と連続してこの児童福祉法改正はしておりますけれども、なかなかこの虐待防止対策というのできていない部分も現実でありました。今回特にこの児童相談所、お互い移転しても、児童相談所だけでは解決できない部分のこの関係機関、また民間団体との協働というのが非常に大事になってくるということで、記として5つ挙げさせていただきました。

特にいろんな部分で役割分担、また児童相談体制の改革ということをしかりと取り組んでいただきたいということや、財政的な財源というのもしかり我が町にしてもそうですが、市町村にしてもやはり強化をして、しかりと強化をしていく部分が大事になってくると思いますし、今この全国共通ダイヤル189という、いち早くというこの部分も、今いろいろ周知はしておりますけれども、なかなかそこがまだまだ徹底をされていない。特にこの189に電話をしましても、この電話がなかなか途中で切れるという、速やかなその部分での検証をしかりとやっていただきたいということや、無料化、児童相談所への通告の無料化というのをしかりと検討していただきたいという部分も入れております。

また、5番目にあります保育所や幼稚園、また学校との情報を共有するという部分では、特にいじめ防止対策と同様に、やはり学校の中でソーシャルスクールワーカーの方との連携というのが非常にこれからもっと大事になってくるということで、その体制整備ということで5点ほど挙げさせていただきましたので、皆様からもしこういうところを調整すればというのがありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 岩城議員から説明がありました児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書について、皆さんからご質問、ご意見ございますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

1番なのですが、全体的な意見というのはよくわかるのですが、1番のところで市町村における児童虐待防止体制の強化、ここはわかるのですが、その先、中核市・特別区への児童相談所の設置を加えた云々かんぬんで、必要な財源を速やかに講ずることと。中核市・特別区というのは我々関係ない話なので、これ読み方にもよってしまうのだらうと思うのですが、私これ市町村における児童虐待防止対策の強化、ここでどういう財源が必要なのか、余りよく見えない。強化しろというだけだったら、人なのか、場所なのか、あるいはその仕組みなのか、よくわからなくて、その先の中核市・特別区への児童相談所の設置というのは、これ確かに財源が必要。ここしか必要な財源は見えてこないもので、やっぱり町で出すときは自治体でどういう体制が必要で、それに対して財源をきちっと確保しろというふうに絞ったほうがいいのではないかなというふうに思いました。

○議長（抜井尚男君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。

全体的な国の部分、当町の部分は市町村に入りますけれども、やはり中核市とか特別区となりますと、やはり財源の部分というのが非常に大きく出てくる部分もありますので、それを含めたこの必要な財源をということで書かせていただきました。町に対しましても、やはりまだまだこれが十分とは限られていないのかなとも思っております。現実には、いろんな体制、人の部分も当然かかってくる。町に対しても、そういう部分というのが出てくるのかなとも思っておりますので、当然不交付団体という部分ではなかなかこの財源の確保は非常に難しい部分もありますけれども、それもしっかりと織り込んで、国のほうに訴えていければなと思って、提出をさせていただきました。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 5番なのですが、5番の下から3行目の小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、こうありますけれども、今でも学校の先生方はすごく大変で、まして新指導要領で授業数もふえていきますので、すごく大変な中、これは教員をもっとふやしていかないと、そういった対応をしたいと思っても、なかなか行き届かないのが現実だと思うのです。ここは教員をふやすというような、そういうことの文章化をすべきだと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（抜井尚男君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。

小中学校の部分での虐待、対応を位置づけるという部分でありますけれども、実際には教員をふやす部分というよりも、本当に子供さんに、また虐待を受けている、また不登校のお子さんたち、家庭に対する手厚い支援というのが大事になってくる部分で、特にここではスクールソーシャルワーカーの方の体制整備というのを多く重んじるという形で、実際には当町でも1名だけだし、全国的にも今本当にまだ5,000人ぐらいしかこのスクールソーシャルワーカーの方がいらっしやらないということで、やはりその部分で手厚くしてやっていただきたいという、そういう要望といいますか、そういう意見書でございます。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君）　そういう面では、本当に不登校もふえているのかなと。三芳も実際にもう少し少なかったけれども、たしか中学のほうでは資料では多くなっているのかなというふうに感じました。

だから、そういったソーシャルワーカーをふやすのも当然していかなければいけないけれども、そこだけでは今現実にも解決はしていませんので、ですからそういった根本的なところが大切かなと思うので、ぜひそれを考えてほしいということと、SSWを中心とした学校における虐待体制、ここのちょっと説明をお願いしたいのですけれども。

○議長（抜井尚男君）　岩城議員。

○議員（岩城桂子君）　岩城でございます。

SSW、スクールソーシャルワーカーさんでございますけれども、学校での困り事を抱えている子供や、また家族を支えるための専門職を持った方でございます。やはり福祉の専門家とか、実際にはご家庭に家庭訪問をして、しっかりと対策を練っていく。そういう部分では、やはり専門的な知識を持った方が必要になってくると思いますので、そういう部分での虐待防止にかかわる体制整備をしていただきたいということです。

以上です。

○議長（抜井尚男君）　ほかにございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君）　それでは、次に行きます。

最後の8番目、小松議員の提出されました学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）について、小松議員、お願いいたします。

○議員（小松伸介君）　小松です。おはようございます。私のほうから、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書案ということで提出をさせていただきました。

皆様もご承知のとおりだというふうに思います。今回の一般質問でも何名かの議員から、ブロック塀等の安全性を確保していただきたいということで質問も出ている状況でございます。そういったところに関して、三芳町も点検を行って、三芳小学校のほうで問題があったということで、そちらのほうも改善をされている。あるいは、役場の庁舎の東側のブロック塀等も対応したというふうな今回回答がございましたけれども、通学路等の民間部分に関してはなかなか手をつけられないという部分もございますので、そういったところに対してしっかりと国のほうでも考えていただいて、補助金等の対応もしていただきたいということで、今回提出させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（抜井尚男君）　皆さんから何かございますでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君）　菊地です。

この記の1番なのですけれども、今回被災した地域においてはということで、1番に関しては北部地震で被災した地域限定ということなのではないでしょうか。

○議長（抜井尚男君）　小松議員。

○議員（小松伸介君）　今回被災した地域というのはそういうところになりますので、必ず指摘を受けると思っておりましたので、ここは調整ができるところかなというふうに思います。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

あと、その1番で最後のほうで、通学路の変更や立入禁止等ということなのですが、もしこれが被災した地域限定ではなくて、全国というふうに広げるのであれば、この部分というのが国とかに、立入禁止に関しては国交省でもできるかなと思うのですが、通学路の変更というのはそれぞれ自治体や学校等でやるので、通学路の変更を求めてもしょうがないのではないかなと思うのですが、どうなのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 菊地議員がおっしゃることもよくわかりますので、その辺については意見をいただいたということで調整をさせていただければなというふうに思います。

○議長（抜井尚男君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

記の2番なのですが、2行目の後ろの、その際、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援できる制度。問題なのは、支援をすればいいのか。それ以上に改善命令というか、改築命令というか、わからないのですが、いわゆる建築基準法にのっとっていないものに関しては強制的に何らかの措置をとらないと、今のままでは済まないと思うので、単純に支援できる制度はいいのですが、それをさせる強制力が全く働いていないところが、今ちょっと多分これから問題になってくると思うのですが、その辺をぜひ入れていただければなと思うのですが。それは希望です。

○議長（抜井尚男君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） ご意見ありがとうございます。ちょっと調整させていただきたいと思います。

○議長（抜井尚男君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、8件全て終わりましたので、(1)番の意見書の調整については閉じさせていただきます。

それぞれ今ご意見等ございましたので、調整のほうよろしく願いいたします。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（抜井尚男君） 続きまして、4番の報告事項に移らせていただきます。

(1)番、議会広報広聴常任委員会から報告をお願いします。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。報告1点です。

既に会派等で当委員会の委員の皆様が報告されたかと思いますが、一般質問の原稿様式についてであります。以前までは、タイトル、サブタイトルで20文字以内で原稿をお願いしておりましたが、委員会で協議した結果、タイトル、サブタイトルの中で、サブタイトルのほうを削除し、タイトルを15文字以内で、次の170号に反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。なお、15文字以内というのは、かぎ括弧や中黒点も含まれますので、ご注意ください。

なぜこのように変えたかといいますと、広報クリニックや視察、それから議会だよりの意見交換会等を経て、当委員会で協議した結果、一般質問の見出しをより注目させるような工夫が必要だろうということもございまして、そのような経緯となりました。20文字から15文字、5文字減ったのですが、やはりぱっと見てわかりやすい、頭に入ってくるような文字数は、余り長くなく、15文字が適当だろうということになりましたので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、一般質問の原稿締め切りが25日になりますが、写真等や資料等の一般質問の左下に来る写真、それから資料だとか、そういったものがなかなか同時に提出されていない現状がありますので、どうかご協力いただいて、両方ともご用意していただければと思いますので、あわせてお願い申し上げます。

議会広報広聴常任委員会からは以上です。

○議長（抜井尚男君） 議会広報広聴常任委員会からの報告でございました。

何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

◎政策検討会議

○議長（抜井尚男君） それでは、2番の政策検討会議、井田副議長、お願いいたします。

○副議長（井田和宏君） それでは、政策検討会議より報告をさせていただきます。

まず、8月の23日の日に第1回目の政策サポーター会議が開催をすることができました。サポーター7名応募があったのですが、そのうちの6名の方に参加をしていただきました。内容といたしましては、委嘱状の交付、その後サポーターの皆さん、そして我々議会側の自己紹介をさせていただきました。当日は、アドバイザーの法政大学の廣瀬先生、そして淑徳大学の松原先生にも参加をしていただいております。その後、皆さんと意見交換を行わせていただきました。

その中で感じたことというのは、身近な縁といっても、なかなかサポーターの皆さんの考え方がばらばらであって、範囲が広いということが改めて感じたことでございます。そういった第1回目の内容を踏まえて、第2回目は9月の26日に行いたいと思っております。その内容といたしましては、課題というか、どういった切り口をもとに今回政策提言をするのか。そういったことをまとめるというか、課題の共有を図るようなワークショップを行って、第1回目に関してはそういった、何を切り口にこれから提言をするのかということについて、皆さんで共有を図っていきたいと思っております。

政策検討会議及びサポーター会議のほうからは以上でございます。

○議長（抜井尚男君） 政策検討会議からの報告でございました。

何かご質問等ございますか。よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 応募のほうは、個人で応募があった、または団体のほうからの代表とか、そういうところはどうか。内容についてお伺いします。

○議長（抜井尚男君） 副議長。

○副議長（井田和宏君） 井田です。

それは、前回は説明をさせていただいたと思うのですが、今回8名以内ということで応募をかけま

した。その中でも団体推薦4名、一般の公募の方4名ということで応募したのですが、団体の方に関してはまずはグリーンサポート隊、トラスト14号地の管理をしている団体であります。もう一つが、落ち葉掃きをやっている農家の団体、もう一つが竹の子エコクラブという、小学生を中心として環境教育等を一生懸命やっている団体がありますので、そこ。あともう一つが、北永井3区の方が中心に雑木林の管理をしている団体がありますので、そこの方、団体からの推薦をいただいた方が1名で、団体推薦の方が合計4名でございます。そのほかの7名中4名がその方たちですので、3名は一般の全くの応募をしていただいた方でございます。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そうすると、町内でそういうふうな周知をして、個人的に応募をしてくださった人は3名という。その個人的な人は全員入れたということよろしいのですか。

○議長（抜井尚男君） 井田副議長。

○副議長（井田和宏君） もちろん3名の方、応募していただいた3名の方に全てサポーターに入らせていただいております。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これで終わりにしますが、政策検討会議としてはそういったこれで2回目ですけれども、一般の町民の応募というのは、その辺は今後、そこが主眼でやっていると思うのですが、その辺はどういうふうに捉えますか。

○議長（抜井尚男君） 井田副議長。

○副議長（井田和宏君） 井田です。

まだ2回しかやっていないので、何とも言えないのですが、本当に議会と町民の方が一緒になって、要望ではなく、政策提言をしようということが趣旨でございますので、そういった意味においては町民の方の協力というか、サポーターになっていただかなければ成り立たない政策提言でございます。そういった中で感じるのは、やはりテーマの設定が難しいと思いますし、その課題をどうやって選定して、町民の方が興味を湧くような課題をどうやって持っていかか課題だと思っておりますけれども、今回も前回もそうなのですが、ポイントを絞った中で課題を選定しておりますので、そのポイントと町民の方が興味を感じることというのは、イコールであるのかどうかというのは、またこれから精査を、検証する必要があると思いますので、次年度以降、また政策提言を続けていくのであれば、課題の選定、やっぱりそこがちょっと一番ひっかかるというか、これから検証していかなければいけない点だというふうには思っております。

○議長（抜井尚男君） ほかに。よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（抜井尚男君） それでは、報告事項を閉じさせていただきます。

◎その他

○議長（抜井尚男君） 5番のその他に移させていただきます。

その他、皆さんから何かございますでしょうか。

局長。

○事務局長（齊藤隆男君） 事務局より1点ご連絡申し上げます。

29年度の歳入歳出の決算の説明書、事業別の歳出決算の説明書の正誤表が執行側より提出されましたので、レターケースのほうに入れておきましたので、確認のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 決算の説明書の正誤表が提出されたようでございます。レターケースに入っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに皆様から。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、私から幾つか。

まず、お手元に資料があるかと思えます。平成30年度市町村議会議員研修会、日時が前にもご案内していると思いますが、10月17日水曜日、午後1時30分が開会のようにあります。3時までという予定でございます。裏面に出っていますが、江藤先生が今回の講師ということでございますので、例年どおり皆さんと一緒に吉見のフレサよしみに行きたいと思えますので、後ほど事務局のほうから出欠等の確認をとらせていただきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

もう一件、10月22日、こちらのほうはまだ正式な案内は来ておりませんが、これも以前に皆さんにご案内していると思うのですが、郡の議長会、こちらのほうは今幹事、会長が越生になっておりますので、越生のほうでやはり研修会が行われる予定です。今回は、予定はこちらのほうは廣瀬先生。県が江藤先生、郡が廣瀬先生の予定でございますので、10月22日、皆さん、予定のほうをあけておいていただきますようによろしく願いいたします。

それから、ことしも議会が終わりまして月が明けると、10月の7日に体育祭が行われる予定でございます。例年いつも自由参加のリレーに議会が参加をしております。担当のほうに確認をしましたところ、ことしもその自由参加のリレーはあるということでございますが、ことしもこのリレーに議会として参加をするかどうか、その辺を皆さんにご意見をいただきたいと思えます。選手の決定まではできなくていいのですけれども、昨年もありましたが、ちょっと選手が毎年ほぼ同じ人が選手になられているということで、違う方にもやっていただければというような意見もありました。その辺も含めて、ことしも参加するか否かを含めて、皆さんからご意見。ちなみに、私は多分3年か4年連続で選手をやっているかなというふうに思っています。

いかがですか。参加しますか、しませんか。ご意見ございませんか。議会のいつもジャンパーを着て、三芳町議会で参加していますけれども。どうしますか。ご意見ございませんか。

細田議員、どうぞ。挙手をもって、ご意見があったら。

○議員（細田三恵君） 細田です。町民体育祭、今回から年代別にリレーになっているということを聞きました。議会ではそういうことはなくて、一律に全会派が。そこは違う。

○議長（抜井尚男君） この自由参加のリレーに関しては、年代別というルールは多分ないと思えます。それはちょっと確認をしていますが、例年どおりの自由参加のリレーということで、そこまでしか聞いていないのですけれども、年代別ではないというふうに思えます。

ほかに。

ちょっと暫時休憩します。

(午前10時30分)

○議長（抜井尚男君） 再開します。

(午前10時39分)

○議長（抜井尚男君） それでは、体育祭の自由参加のリレーには参加する方向で。ただ、応募者が多数だった場合には辞退することもあるということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、次回の予定ですが、今回は10月の16日が第3の火曜日になると思います。9時半、この場所になるかと思しますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上であります。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。フレサのほうは、集合時間とかその辺はいかがなのでしょう。

○議長（抜井尚男君） 後日改めて事務局から皆さんにご案内いたします。恐らく、恐らくというか、まず以前はバスとかで行きましたが、そうではなくて、事務局のほうで足は対応させていただくと思います。集合時間等、また後日改めて皆さんにお知らせいたします。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 10月22日、越生のほうで研修で廣瀬さんの講演になると思うのですが、大まかな講演題目とかはわかっているのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） わかっておりません。正式案内が来ましたら、皆さんにご通知いたします。

ほかに。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（抜井尚男君） それでは、事務局、お願いいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 本日は全員協議会ということで、早朝より、またお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

一般質問も終わって、あしたから決算特別委員会が始まりますので、体調には留意をしていただいて、また特別委員会等に臨んでいただきたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

(午前10時41分)